

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
変動金利定期貯金規定（複利型） 1.（貯金の支払時期） この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。 2. ～ 4.（省略） 5.（貯金の解約、書替継続） （1） この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 （2） この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 （3） 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 （4） 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日（満期日が休日の場合は翌営業日）に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 （5） （省略） 6. ～ 16.（省略） 以 上 (令和6年4月1日現在)	変動金利定期貯金規定（複利型） 1.（貯金の支払時期） この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日（追加）に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。 2. ～ 4.（省略） 5.（貯金の解約、書替継続） （1） この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 （2） この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。 （3） 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。 （4） 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日（追加）に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 （5） （省略） 6. ～ 16.（省略） 以 上 (令和4年4月1日現在)